

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [労働基準法とは](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

労働基準法とは

労働条件の最低基準を定めた代表的な法律で、1947年に制定されました。労働組合法、労働関係調整法と共に『労働三法』と言われてきました。

長らく戦前以前の工場労働のあり方が背後に想定されてきましたが、サービス化・情報化の動きに象徴されるように産業労働の実態も大きく変容しました。こうした変化に対応するため、改正作業が段階的におこなわれ、1959年には労働基準法から労働安全衛生法が分離された。

更には、

- ①男女雇用機会均等法の改正に伴う女性の時間外・休日労働及び深夜残業の制限規定の撤廃。
- ②労働契約の契約期間延長（原則1年の上限を3年に）。
- ③労働契約締結時における書面での労働条件明示義務の拡充及び退職証明書による解雇理由の明示。
- ④1年単位の变形労働時間制の規制緩和（中途採用、退職者への運用）。
- ⑤36協定制度の見直しによる労働時間規制の強化。
- ⑥年次有給休暇制度の拡充（勤続6年6カ月で20日付与）。
- ⑦解雇権濫用法理の明文化。
- ⑧裁量労働制の見直し（企画業務型裁量労働の対象事業所の要件緩和など）。

などを含む改正法が施行されました。

その後、長時間労働の社会的問題があり、残業の賃金割増率の引上げなどを盛り込んだ労働基準法が2007年の通常国会から継続審議されてきました。しかし、企業の負担増などを懸念する声と党内に強く、今国会での成立は困難となりました。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.